

令和3年9月11日

保護者様

練馬区立南が丘中学校
校長 宮田 健史

9月13日以降の本校の教育活動について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、9月9日に政府より緊急事態宣言が延長され、それを受け練馬区教育委員会から学校教育活動について指針が示されました。指針は、これまでの教育活動と変更はありません。本校の教育活動もこの指針に基づいて進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

下記に、練馬区教育委員会から示された主な教育活動の指針と、本校の緊急事態宣言延長に伴う教育活動についてまとめましたので、ご確認ください。

記

1 練馬区教育委員会から示された緊急事態宣言下での主な学習活動の指針

(1) 緊急事態宣言中は、午前授業とし、給食は提供する。

(2) 主な学校行事の取扱いについて

都内または旅行先に緊急事態宣言が発出されている期間は宿泊を伴う校外学習を実施しないこととし、各行事については以下の対応とする。

①中学校第3学年の修学旅行は、延期・中止等の対応をとる。

②中学校特別支援学級移動教室は、中止する。

(3) 宿泊を伴わない校外学習について

・都内外、移動手段を問わず中止または延期する。

(4) 感染不安等により欠席する児童生徒への支援について

・放課後にタブレットパソコン等を活用したオンライン授業（少人数のホームルームや必要な学習指導）を実施するなどして、生活状況の把握と学習支援等を行う。

(5) 部活動について

①原則、中止とする。

②ただし、東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会・コンクール等に係る大会等が、宣言期間中に実施される場合は、参加することは可とする。また、上記大会等が予定されており、宣言期間中において活動が真に必要であると校長が判断する場合、校内において、短時間を前提として、感染予防対策を十分講じた上で実施可とする。その際、必ず保護者の同意を得る。

2 本校の主な教育活動と学校行事について

(1) 部活動について

①原則中止とする。

②東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会等に係る大会等が、宣言期間中に実施される部活動は、それらの大会・コンクール等への参加を認める。

③②の大会等への参加を認められた部活動は、認められた期間に限り（原則、大会前2週間、吹奏楽部は4週間前）、部活動ガイドラインに基づいた日数で、週4日、平日2時間、休日3時間の活動を認める。

- ④部活動にできるは、大会登録メンバーと必要最小限の補助生徒である。
 - ⑤活動を認められた部活動は、9月30日までの期間の活動内容や計画を事前に保護者へ伝え、保護者の同意をもって生徒の参加を認める。
- (2) 感染不安等により欠席する児童生徒への支援について
- ①放課後にタブレットパソコン等を活用したオンライン学習指導を実施する。
 - ②学校閉鎖時のオンライン授業の訓練のため、基本毎週水曜日の放課後にオンライン学活を実施する。
- (3) 中止・変更した9月30日までの主な学校行事について
- ①連合陸上大会（9月17日）…………… 中止する。
 - ②E組移動教室（9月28～30日）… 中止する。
 - ③学習教室（9月21～24日）…………… 中止する。
 - ④6年生授業体験・説明会（9月28日）…生徒会役員がビデオやオンラインを活用して学校紹介するなど、形を変えて実施する。

3 その他

- (1) 学校では、感染防止に留意するとともに、生徒に感染防止への行動（手洗いの励行、マスクの着用、密（密集、密閉、密接のいずれか）の回避など）を促して参ります。ご家庭でも感染防止への行動を続けられるよう、また体調管理に留意していただくよう、お願いいたします。
- (2) 午前授業でカットされた授業時間は、10月以降6時間授業を増やすなどして、確保するよう努めて参ります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、上記の内容が変更することもあります。

問い合わせ

副校長 神藤 陽平

電話 03-3904-5782